

(5) 昭和十九年三月二十八日

内務省警保局 警務課長

鷹府縣警察（經濟保安）部長殿

旅客輸送ノ制限ニ關スル警察證明ノ件

首題ノ件ニ關シテハ本日別途通牒セラレ候處之ガ事務取扱者タル派出所、駐在所勤務員ニ對シテハ左ノ點諒知徹底セシメラレ之ガ事務處理ノ圓滑ヲ期セラルル機御配意相煩度

記

一、一〇〇人以上ノ旅行ニ付證明ヲ行ハサル場合ハ發行要領五ニ該當

スルコト明ナルトキ及同六ニ該當スルモノニ限ルコトトシ其ノ他

ニ對シテハ直ニ證明チ與フルコト

二、證明書ノ發行方法ハ旅行者ノ事由ノ甲出ナ舉キ前號ニ該當セズト
認ムルトキハ證明書用紙ヲ交付シ所定事項ヲ記入セシム其ノ交付
者欄ノ下ニ認印ヲ押捺シ交付スルコト派派出所、駐在所名ノ記入ヲ
要セザルコト

三、證明書ヲ求メ來リタル者ニ對シテハ所轄内現住者以外ノ者ニ對シ
テモ之ヲ取扱フコト

四、駐在所員ノ不在ナルトキハ家族ヲシテ便宜證明チ行ハシムルコト

旅客輸送ノ制限ノ爲行フ警察署ノ旅行證明書
發行要領
一 内務省警保局

二八三二八

決戦非常措置要綱ニ基ク旅客輸送ノ制限ノ爲械木百杆ナ起ユル遠距
離旅行ニ對シ警察署ノ行フ證明ニ關シテハ先般閣議決定ノ趣旨ニ基
づきシタル後之ニ認印證明スルノ方法ヲ以テ行方付シ同一旅行目的、同一行程ヲ以テ旅行スル旅客ニ對シテハ其ノ代表者ノ旅行證明書（氏名ト記載セシム）ヲ以テ各別ノ證明書ニ代フルコトヲ得ルモノトス

右ニ記アレ爲豫ノ別紙表式ノ證明書ニ警察署長ノ印サガ捺シタル